

泉佐野市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」の規定に基づき、泉佐野市のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 ホームページに掲載する広告の範囲は、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱第2条に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定した場所とする。

(広告の枠数、掲載料金及び掲載規格)

第4条 広告枠数、掲載料金及び掲載規格は別表1のとおりとする。

- 2 この要領の施行日以前に申込のあった広告については、広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表2のとおり掲載期間を延長する。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、泉佐野市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは市内に事業所を有する申込者を優先とする。なお、その場合においても広告掲載件数を超えるときは抽選とする。

- 2 前項の規定に基づき、広告の掲載を決定したとき、また掲載できないと決定したときは、泉佐野市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載開始日までの市が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにフロッピーディスクなどにより提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12月とする。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

なお、納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主または広告内容が不相当と認めた場合

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

第14条 この要領は、平成19年4月1日以降に申込のあった広告に対し適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年11月10日から施行する。
- 2 平成16年度の掲載広告の募集については、第5条第2項を適用する。

附則（平成19年3月20日泉佐市自第672号）

- 3 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表1

1. 広告枠数

広告枠は最大14枠とする。

2. 掲載規格及び掲載料

| 規格（1枠につき） | 基本掲載期間 | 料 金 |
|--|--------|--|
| 天地 60ピクセル 左右 150ピクセル 4Kb以内 GIF89A形式 | 1ヵ月 | 12,000円 ※3ヵ月継続の場合 32,000円 6ヵ月継続の場合 60,000円 12ヵ月継続の場合 115,000円 |

別表2

| 閉鎖した時間 | 延長する期間 |
|-------------------|----------------------------|
| 連続して3時間以上24時間以内 | 1日 |
| 連続して24時間を越え48時間以内 | 2日 |
| 連続して48時間を越え72時間以内 | 3日 |
| 連続して72時間を越え96時間以内 | 4日 |
| 連続して96時間を越えたとき | 閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数+1日 |